

分母が大きくなる分だけGPAが低くなります。これを防ぐために、履修中止制度を利用しましょう。

・評価点は学生には公表されないため、学生自身でGPA計算はできません。

(2) GPA証明書

GPA証明書 [申請方法：学生支援班にメールで申請]

留学や就職、大学院進学などで、GPAが記載された書類が必要な場合、GPA証明書（和文・英文）を発行します。即日発行はできませんので余裕をもって申請してください。

(3) その他注意点

①上書き制度

専攻ロシア語・中国語・イスパニア語のⅠ・Ⅱ階程の一括認定科目については、上書き制度が認められます。不可となった授業科目を次年度以降に再度履修して単位が修得できた場合、不可であった成績に上書きすることができます。ただし、不正行為などの理由により不可となった場合、上書き制度は適用されません。

②複数回認定科目

複数回認定科目は、複数回履修が可能です。GPAは履修のたび各回個別に計算されます。新しい成績を以前に修得した同名の科目の成績に上書きすることはできません。

③休学者について

年度途中で休学した学生については、通年科目及び休学期間中の半期科目の履修登録を削除するため、不可とはならずGPAには影響しません。

ただし、通年科目に関して成績通算を利用する場合は、復学後の成績評価に休学前の前期成績が影響します。

9 試験・レポート

(1) 試験・レポートに関するガイドライン

このガイドラインは、神戸市外国語大学で実施される定期試験・レポート（卒業論文含む）に適用されます。ただし、各担当教員から別途指示がある場合はそれに従ってください。

1. 試験について

(1) 試験を受けるにあたって

① 必ず学生証を携帯し、教員の指示に従い、机の上に置いて試験を受けてください。

学生証を忘れた場合、試験当日の試験開始前までに学生支援・教育グループで「仮学生証」の発行を申し出てください。学生証を忘れたことによる不利益（試験時間に間に合わない等）はすべて学生の責任に帰します。

② 試験場への入室は試験開始後20分を限度とします。（それ以前であっても教員があらかじめ学生に別途指示していた場合は入室を認めません）

遅刻理由が本学の追試事由に当たる場合は、学生支援・教育グループ（教務入試班）に申し出てください。《本学の追試験事由の例 本人の病気・負傷（要医師の証明）、交通機関の事故（要20分以上の延着証明）》

③ 筆記用具、時計、眼鏡、ハンカチ、ティッシュ以外（筆箱、飲食物等）はすべてかばんにしまい床に置いてください。（携帯電話を時計代わりに使用することは不可）

④ 同時に携帯電話の電源および時計のアラームを切ってください。

⑤ 机の中に何も無いことを確認してください。資料、メモ、携帯電話、教科書等があれば不正行為とみなす場合があります。

⑥ 持ち込み可の試験の場合でも担当教員が認める物以外の持ち込みの場合は不正行為とみなす場合があります。

(2) 不正行為とみなされる行為

- ① 試験問題又は答案を盗むこと。
- ② 試験に関連した内容を机、身体、所持品又は紙片等へ書き込みし、試験中に参照し又は参照させ、もしくは参照できるような状態で受験をすること。
- ③ 他人の答案を見たり、他人に自分の答案を見せたりすること。
- ④ 本人に代わって受験し、又は受験させること。
- ⑤ 持ち込み許可を受けていない書籍、ノート、電子機器等を利用し、又は利用させること。
- ⑥ 音声、動作等により答案作成に役立つ情報を伝えること、又はそのような行為に加担すること。
- ⑦ 指定された答案用紙以外の答案用紙を用いること。
- ⑧ 答案用紙をすり替え、又はすり替えさせること。
- ⑨ 試験監督の指示に従わないこと。
- ⑩ その他、明らかに公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をすること。

(3) 不正行為を発見した場合

不正行為を発見した場合、本学の懲戒委員会を開き、そこで不正行為が確認されると懲戒処分が下されます。具体的には、懲戒処分（戒告、停学、退学）が下されるとともに、その学期のすべての履修科目に評点が与えられません。また、通年科目については、不正行為を行った学期に関わらず、全履修科目の評点が与えられません。

2. レポートについて

(1) レポート作成にあたっての一般的な注意事項

- ① レポートの作成・提出にあたっては、必ず担当教員の指示を守ってください。
- ② 参考文献などを使用した場合は、それを明記すること。一般的には、引用部分を「 」等で表し、下記のような記載をレポートに明記します。

【著者名、書名、出版社名、発行年、引用ページの順で書く（または当該文書の最後に※1、※2、(1)、(2) …などと記載し、レポートの最後に参考文献と該当ページをまとめて記載する）】

- ③ インターネットの検索・引用を教員が認めている場合は、URL 及び検索日を明記する。

(2) レポートでの不正行為

- ① 試験における不正行為に類する行為
 - ・他人のレポートに自分の学籍番号・氏名を記して提出すること
 - ・他人にレポートを作成してもらい提出すること
 - ・他人に依頼されてレポートを作成すること
- ② 盗用等の学問的倫理に反する行為
 - ※注意：参考文献やインターネットから引用した文書を、引用を明記せず、自己の意見のように記述することは一般に盗用とみなされます。

(3) レポートの不正行為を発見した場合

試験と同じく学内の懲戒委員会で不正行為について調査し、不正行為が確認された場合は懲戒処分（戒告、停学、退学）が下されるとともに当該科目の評点を与えません。